



川口市マスコット「きゅばらん」

令和8年度 川口市任期付職員採用試験案内

〔募集職種〕

大貫海浜学園副学園長

【受付期間】 令和8年1月16日（金）17時まで

※学務課教職員係まで持参するか、郵送（必着）してください。

【選考試験】 令和8年1月25日（日）

川口市教育委員会

1 募集職種・採用予定人数・受験資格・任期

(1) 募集職種

大貫海浜学園副学園長

(2) 採用予定数

1名

(3) 受験資格

- ① 小学校または中学校教員免許を有する者で、原則として、川口市立大貫海浜学園において指導経験を有する者
- ② 小学校・中学校のいずれかにおいて、令和8年3月31日現在で3年以上の管理職(園長、校長、副校長、教頭)経験を有し、教諭(本採用)等の経験を含めると15年以上の経験を有する者。
- ③ 地方公務員法第16条および学校教育法第9条に該当しない者

(参考)

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十二条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 任期

原則として3年間(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(令和6年法律第42号)第3条に基づき、任期を定めて採用します。

2 試験の方法及び内容

【選考試験】

試験科目	内 容
面接試験	個人面接

3 申込手続き及び受付期間

受 付	期 限	令和8年1月16日（金） 17時まで ①学務課教職員係まで直接持参 ②郵送(必着)
	申込先	〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市教育委員会 学校教育部学務課教職員係
提出書類		①志願書（A4両面1枚。※添付する写真は、たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽正面向き・3ヶ月以内撮影のもの） ②教員免許状の写し（A4両面1枚※裏面がある場合は必ず裏面もコピーすること） ③教員免許更新講習修了確認証明書の写し（同上） ※教員免許の更新をしている場合のみ提出
注意事項		・郵送の際は、 <u>必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。</u> (これによらない場合の事故については責任を負いません。) ・申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。

4 試験日・会場・合格発表

区分	試験日	試験会場	合否の発表
選考試験	令和8年 1月25日（日） 13:30～ ※集合時刻等について は、改めて通知します。	川口市役所第二本庁舎 2502会議室	合否にかかわらず受験者全員に、 2月6日（金）までに連絡します。

【試験当日の注意点】

- ※ 試験の当日は、筆記用具を必ず持参してください。
- ※ 試験会場には駐車場がありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。

【合格発表についての注意点】

- ※ 合否の確認は、必ず前記の方法で行ってください。（電話照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。）

5 合格から採用まで

- (1) 選考試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、成績順に採用を決定します。
- (2) 採用は、令和8年4月1日となります。
- (3) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
 - ア 提出した書類に虚偽があった場合
 - イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
 - ウ その他、任命権者が不適当と認めた場合

6 勤務条件等（令和7年12月現在）

(1) 給与

月額 323,200円

※その他、管理職手当や地域手当、支給要件に該当する方には、扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※期末・勤勉手当の年間支給月数 4. 60

(ただし、任命権者が変更になる場合は、採用初年度の6月は30%程度の支給となります。)

※今後、人事院勧告等により変更することがあります。

(2) 退職金 あり

(3) 休暇等

年次休暇、病気休暇、出産休暇、介護休暇、夏季休暇、子育て休暇、育児休業等があります。

(4) 福利厚生等

市町村職員共済組合及び川口市職員互助会に加入することとなり、健康保険・年金のほか次に掲げる給付や貸付等を受けることができます。

<給付事業> 療養費、出産費、育児休業手当金、介護休業手当金、傷病手当金、災害見舞金等

<貸付事業> 一般、教育、災害、医療、結婚、葬祭、出産、高額医療、住宅、介護構造、住宅災害

<その他の事業> 健康管理事業、保養事業、文化レクリエーション事業、各種保健事業等

問い合わせ先

川口市教育委員会 学校教育部 学務課教職員係
〒332-8601 川口市青木2-1-1
電話048(259)7660